

松江藩の地方書と村落類型観

米家 泰作

1. はじめに

地方書（じかたしょ）とは、近世日本における農政の教科書であり、それを担う地方（じかた）役人のマニュアルである。その早い例は17世紀初頭から見られるが、書籍のジャンルとして確立し、体系化や出版が進むのは18世紀半ば以降とみられる。地方書そのものに関する研究は必ずしも多くないが、法令の形では明示されにくい領主側の農政観や村落像を探るには適した史料であり、広島藩に関する勝矢倫生の研究はその好例である¹。

先に筆者も様々な地方書を通覧して、近世における村落類型観の成立について検討したことがあり、領地に含まれる村落の多様性や立地条件の違いに、近世の地方役人が強い関心を持っていたことを論じた²。例えば18世紀前半の『県令須知』は、「四方の土地同じからず、其俗も各異る。国に大国・上国・下国有。村里に山方・里方・野方・浜方・市井・往還筋等の差別有」と述べ、農村・山村・漁村の前身となる村落類型を提示しつつ、村落の立地条件に敏感になるよう地方役人に促している。このような地理的な観察眼が求められた理由は、端的に言えば、村落の経済力ないし「村柄」に応じて租税額を査定するためであったと考えられる。

上記のような村落類型の視点は、18世紀前半（享保期頃）には明確に成立し、以後普及していくが、それに先んじる例として松江藩の地方役人・岸崎佐久次（時照）が天和2年（1682）に著した『田法記』がある。『田法記』には「検地村柄見立の事」が項目として挙げられ、「里方」が「山辺」・「海辺」と対照されている点が興味深い。筆者は先稿においてこのそのことを指摘したものの、個々の地方書について十分検討することができず、松江藩の岸崎がなぜ早くから村落類型的な視点をもつことができたのか、疑問として残されていた³。岸崎には、『田法記』の前提となる著作として寛文2年（1662）の『免法記』があり、また松江藩では後に編まれた地方書である『伝法記』や『地方問答記』にも村落類型的な視点がみられる。そこで、今回、松江市を来訪する機会を得たことを幸いとして、松江藩における地方書の系譜をたどりつつ、上記の疑問について再考したい。

2. 松江藩の地方書と岸崎佐久次

まず松江藩における地方書の系譜を概観しておこう。地方書またはそれに類する書として、表1に挙げた6点が知られている。このうち、『免法記』と『田法記』の著者、岸崎佐久次については近年改めて検討が進められており、ここでは先行研究に従って要点を整理しておく⁴。

岸崎の生年には諸説あるが、正保3年（1646）に若くして家督を継ぎ、慶安3年（1650）

表 1 松江藩の地方書

成立年 [推測]	書名 [著者]	村落類型に関わる語彙の使用
寛文 2 年 (1662)	免法記 [岸崎佐久次]	里 浦辺 川辺 山中 村方之きおひおくれ
天和 2 年 (1682)	田法記 [岸崎佐久次]	里方 山辺 海辺 村柄見立
[寛延元年 (1748)]	農政筭記	
[明和元年 (1764)]	伝法記	里方 野方 山方 村柄見立 村柄善悪
[明和 2 年 (1765)]	地方問答記	村柄 村之善悪
[明和 6 年 (1769)]	地方準繩	山中 原手 浦方

成立年の推測は池橋達雄（注 4 ④）による。

から松江藩の勘定所に出仕した。岸崎家は松江藩主・松平直政氏の譜代の家臣ではなく、松平氏の前に松江藩主であった京極氏の家臣であり、検地や立見（検見）の仕事に就くことで、藩領を実地に観察する経験を積んだ。万治元年（1658）に郷方役に抜擢され、出雲国内の郡境の再編成に関わったとみられる。寛文 2 年（1662）に『免法記』を著し、徴租法に貢献したことで、寛文 6 年（1666）に地方役に昇進、さらに延宝 7 年（1679）に神門郡奉行に就いた。元禄 3 年（1690）に没するまで郡奉行の職にあり、その間、新田開発に関わったほか、天和 2 年『田法記』（1682 年）と『出雲国風土記抄』（1683 年）を執筆した。墓は松江城下町北縁に位置する万寿寺に残る（写真 1）。



写真 1 岸崎佐久次の墓

松江市奥谷町万寿寺にて筆者撮影。

岸崎がとなえた徴租法の特徴は、農産に必要な経費の控除と精緻な免（石高に対する税率）の査定にあった。経費としては、種子や農具、労働力および年貢の輸送費が考慮され、さらに土壌の質や村落の立地条件に留意して税額を査定することが、『免法記』・『田法記』の両書で述べられている。とくに『免法記』は、「免相定法」として 21 種の斗代ごとに査定の計算法が示す部分に多くが割かれている点に特徴があるが、末尾には数式では示しにくい事柄を注記した「作方心持目録」が置かれている。他方、『田法記』は「民治問答之事」から「川関井手水積之事」まで 10 項目からなる地方書であり、第 3 項が「検地村柄見立之事」に当たる。また末尾には、「多年民と共に相交り農業之道見聞書之」とあり、農村の実態をよく把握した上で、合理的な徴租法を追及しようとした姿勢が伝わってくる。なお地方書ではないが、『出雲国風土記抄』の主

たる内容は、「風土記の記述を現実の地域のなかに位置づけようとする作業⁵」であり、そこには藩領の地理を知り尽くした岸崎の知見が活かされていた。

岸崎が亡くなって半世紀ほど後に、松江藩では幾つかの地方書あるいはそれに類する書が編まれている。いずれも編者・成立年ともに不詳であるが、池端達雄の推測によれば、おおよそ18世紀の半ばから後半のことと考えられる⁶。このうち18世紀半ばと推測される『農政筭記』は、体系的な地方書というよりは、地方に関わる松江藩の故実をまとめた内容をもつ。ただし中ほどにある「百姓農業物入之覚」は、明らかに『免法記』の「免相定法」を抜書きしたものであり、岸崎が松江藩の農政に残した影響を窺わせる。次に、『伝法記』は、3巻から構成され、計63項目からなる体系的な地方書である。その意味で、『田法記』を拡充・発展された地方書ということができ、例えば第7項「村柄見立之事」は、明らかに『田法記』の「検地村柄見立之事」を下敷きにして書かれている。ただし『伝法記』には『田法記』では扱っていない事柄も多く立項されており、『田法記』の単なる改訂版というわけではない⁷。

『地方問答記』は、地方に関する用語事典というべきもので、やや羅列的ではあるが、「村柄」に関わる項目が幾つか含まれている。松江藩独自の制度に関わる用語も所収されており、『伝法記』とともに寛政年間に松江で作られた写本で伝わることから、松江藩で用いられた地方書であることは疑いない。最後に『地方準繩』は、やや雑然としているものの、松江藩の地方に関わる。村落類型に関する語彙が含まれてはいるが、その視点が項目として立てられているわけではなく、小物成の説明のなかで言及されているに過ぎない。

松江藩の地方書として検討できる史料は、知られている限りでは以上の6点である。次章では、これらの史料から同藩の村落類型観について検討する。

3. 村柄と一国平均の視点

(1) 生業の地域的差異

近世の地方（じかた）行政において村落類型の視点が形成される直接の理由は、先述したように、村落の経済力ないし「村柄」に応じて租税額を査定することにある。近世の徴租の根幹である石高制は、基本的には穀物の生産量を評価する仕組みであるために、それ以外の経済を直接反映させることができない。村落の経済力を総合的に捉え、それを租税額に反映させるためには、商品作物や非農業的な生業への関心と、それが村落ごとの立地環境によって異なることへの理解が必要である。

このような視点は、「村柄」という語彙は用いられていないものの、『免法記』の「作方心持目録」に表れている。

浦方にて塩焼所は、去年の内に其塩高何程と大図積して米に直し、其十歩一か廿歩一の米を其村え高に割、増免何程成共、地免に可加、…

海辺の村（浦方）で製塩を行っている所では、その収益を推計して税率（免）に加算せよ、という。同様に、漁業を行う「獵所」や、「薪芝竹木を取、市町え出す所」、「藪田を作

り呉座を打ち市に出す所」、「麻を作り或は木綿・たばこ・楮木を作」る所についても、同じ指摘がある。ここには、海村や山村の生業や、市場への近接性から生まれる収入への関心が見て取れる。また、『免法記』は続けて、街道沿い（大道筋）の村落では役人送迎の負担が強いこと、また牛馬の飼育の負担や年貢の輸送負担（津出し）に触れ、「能分別して免相を可極事」とも述べており、負担となる支出にも目を向けている。これらの支出面については、『免法記』の中心である「免相定法」や「津出し」の項でも示されている所である。『免法記』の基本的な立場は、穀物の生産高から単純に税額を査定するのではなく、様々な収入と支出に目を向け、できるだけ実収益にみあった査定をすべきだ、ということであろう。

ただし、実収益への注視を促しつつも、『免法記』は次のようにも戒めている。

或は里は田麦を作り、浦辺は海草を取、川辺は菱しゞみを取、山中は木実、わらび、とろろ等を取、年月を送る。是皆民の徳分也。然て難計算数の事。

ここには、里・浦辺・川辺・山中といった村落類型的な語彙が列挙されているが、それぞれの村落の生活にとって必要な生産や採集については、計算が難しいと述べているのである。収益を漏れなく掬い取ることを目指しつつも、それが百姓の存続を左右しかねないことに注意したものだといえよう。

（２）村柄と「一国平均の利」

『免法記』から 20 年後に書かれた『田法記』では、第 3 章にあたる「検地村柄見立之事」で、「村柄」という語彙が登場し、その見分け方が説かれる。

上の在所と云は、北山を受、東西南三方連台にして、用水有之、日受よく町里近く、浦や舟手の薪竹木自由成所といふ。

日照や灌漑用水、交通、林産物が評価項目となっており、同じ観点から中の在所、下の在所についても述べられている。さらに続けて、「里方」について上中下が説明されている。

里方之上在所と云は、山浦さのみ遠からで、駄飼場有之、町近く用水受は自由にて、家毎に藪を構へ津出し近所を云也。

平野の村落では、灌漑用水と飼料、市場への近接性、交通、林産物が評価項目となっている。先の「里方」でない説明と比較すれば、「村柄」を左右する違いのない日照への言及がなく、市場への近接性が加わっていることがわかる。いずれにしても、日照や用水、飼料や林産物の利用など自然環境に関わる諸条件と、生産物の売却と年貢の輸送費を左右する交通に関わる諸条件の両面から、「村柄」を評価することを説いたものだといえる。これは先稿ですでに指摘したように、管見の限り、地方書において「村柄」を説明した最も早い例である。ただし、近世の初期からあった村の品等を上中下に評価する考え方をベースとしているようにもみえ、農山漁村に類した村落類型と明確に結び付けられているわけではないが、山や海の自然資源からは離れた「里方」を区別する意図を読みとることはできる。

岸崎がこのような発想に至った背景として注目すべき視点が、『田法記』には繰り返し現

れる。それは、第1章にあたる「民治問答の事」で重要な論点とされている「一国平均の利」である。「或人の曰、検地高を極置て其上秋の立毛を見るに及ぶまじきと云」という問いに対して、岸崎は「一人前の田地毎に積上て、秋の出来目夫々の有高に取を懸てこそ一村平均成べし。然ば一国一郡の民の稲を刈集て夫々の多少によりて分け渡すの利なれば、一国平均の利なり」と答える。ここでいう平均とは、収穫量を村落全体で、あるいは複数年で平均したものを基準として租税額を固定することでなく、その逆であり、年によって、人によって異なる収穫を租税に反映させてこそ「一国平均の利」だというわけである。この考え方は、実収益にこまやかに対応した租税額の査定という『免法記』の発想を発展させたものであり、それを領土のあらゆる場所に公平に適用することを「平均」と述べたものだといえる。

この「一国平均の利」を貫くためには、地域によって異なる自然環境と交通条件に目を向け、その差異を村落類型的に捉える必要があるわけであり、岸崎も次のように述べる。

或人の曰、国府に近き山辺は炭薪竹萱等取、売買の利を知り、海辺は漁并塩を焼。里方の民は田畑の地にみゆる米穀の外は何のかかわりもなく世のいとなみを送るに、一国平均の利はなき也と云。答曰、里方の田地を作る民も、人夫種手間作料を考へ引除、其余れるを君に納め、取の内を引免も有り。府城近き浦山の在所は、炭薪竹木魚塩にて、売買の利はひを知る金銀米銭の高に依じて、米に直して其十ヶ一、廿ヶ一を秋の取に加へて君に納る時は、一国平均之理なりといふ。

上の引用箇所は先稿でも特に触れた所であるが⁸、売買による収益を年貢（秋の取）に加算する考えは、『免法記』ですでに示されていた所であり、岸崎としては一貫してこの考えを称え、領土全体に適用すべきだと考えていたことが判る。「一国平均の利」とは、領土に画一的に貢租を賦課することではなく、むしろ領土の地理的な差異に強く配慮する姿勢を表すものであった。「里方」や「山辺」、「海辺」という語彙は、村落類型として明確に論じられているわけではないものの、地理的差異を整理するための語彙として有効であったのだろう。

以上のように、岸崎佐久次の『免法記』・『田法記』からは、収益にこまやかに対応した租税額の査定を求めようとして、領土の地理的差異への対処という課題にたどりついたこと、そこから村柄と村落類型の視点が生じたことが窺える。筆者にとっては、村柄と村落類型の視点が松江藩という地方の藩で早くに芽生えた理由が、先稿で残された課題であった。これに関しては、岸崎の考えを両書からたどる限り、先行する類似の思想や特定の考えから直接影響を受けた形跡は明らかでない。むしろ、収入だけでなく経費に配慮し、収益を算定しようとする『免法記』の考えを展開する時に、容易に数式では表現できない生業の取扱を考慮するなかで、岸崎が独自にたどり着いた考えであるように思われる。もちろん、前述のように、近世の初頭から村落の品等という考え方はあり、『田法記』の表現にもその影響が残っているように思われるが、単なるその再提示ではなく、岸崎による検討の結果だと評価してよい。

(3) 松江藩と村落類型観

一方で、岸崎が税率の査定方法について、強い関心をもった背景には、松江藩において検見（立見）の方法が繰り返し議論的になっていたことと無関係ではない。その意味で、後の地方書において村柄と村落類型の視点がどのように継承されたのか、検討しておきたい。前述のように、岸崎の没後、18世紀半ばから後半に幾つかの地方書が編まれている。そのうち『農政筭記』は、必ずしも体系的な地方書ではないためか、村柄や村落類型に関する言及は無い。ただし、前述のように、『免法記』の「免相定法」を抜書きした箇所があり、岸崎が松江藩の地方行政に残した影響を窺わせる。一方、『伝法記』は、すでに拙著でも触れたように「村柄見立の事」の項を持つ⁹。

北に山林有り、三方連台、日受能く、用水懸り自由にして、里川近く、往来の自由、或は竹薪艸自由なる村。又其次は二方も山、日受よく、薪草竹木用水の便り宜き村。谷懸の様子・日受・用水・牛馬・人足の出入自由を考、或は其村田畑の外徳用有之儀も考、分別して村柄善悪可知事。

『田法記』の「検地村柄見立の事」の影響が明らかであるが、村落類型的な視点はむしろ不明瞭である。ほかに「検地の事」の項では、「其村の田畑、土の上中下、野山林池川堤等迄、絵図を以て其村の善悪能案内を知り」と説かれ、村柄に関わる視点が表れているが、やはり村落類型的な視点は欠いている。「免の事」の項では、「物入作米農具等、村物入等差引、免割出し候事」とされ、岸崎が『免法記』で説いた経費の控除のことが述べられているが、村柄と関連づけられてはいない。以上を見る限り、岸崎の考えの一部は継承されているものの、村落類型観の考えが展開しているとはいえず、また岸崎がたどり着いた「一国平均の利」の観点を受け継がれているとはいえない。

一方、『地方問答記』には、村柄の観察に関して、やや詳しい記述がみられる。

田畑の外、其村柄百姓内分の様子考へ可知事。百姓困窮の村は自然と遊びもの類は少く、風俗いやみ医者・出家・山伏・牢人の類は少く、夫婦いさかひ多き者也。富貴の村は自然とゆるやかにして、諸勸進多く、遊者の類あり。衣類・食類宜敷者也。…

村の善悪、常に心を付可申事。田畑の外、三草四木多少、其外商人多、旅人の金銀留所、又は不自由なるを先つ考へ可知事。…

山林、舟付、物運送、穀物買出し、紙・漆・蠟・油・茶・木綿・麻・薪炭の類、其村々男女共にかせきの様子、金銀の働よきや、委しく記置可考事。

商品作物や他の産品・収入（かせぎ）について観察するように奨励されているだけでなく、経済力の指標として諸職や「遊者」に言及されている。こういった文言は、この頃からジャンルとして確立した体系的な地方書に書かれていることとも共通する面があり、松江藩で独自に発展した見方とも言い難いが、村柄の視点を継承したことの表れであることは間違いない。しかしながら、やはり村落類型的な視点は明確ではない。

最後に、『地方準繩』を見れば、村柄の観察や村落類型的な視点は、明示されていない。ただ、小物成（雑税）の説明において、「山中にては炭釜灰役、山家相応の持方の運上、浦

方にては、諸獵之網方運上様々、原手にても相応の諸商売にて」とあり、「山中」や「浦方」といった村落類型的な語彙が用いられてはいるが、その区分を租税の査定に反映させるものではない。そもそも、この種の小物成が賦課されている村落においては、岸崎が提案したような形で本年貢に反映させれば、二重課税になってしまうだろう。

以上のように、岸崎の後の地方書を見る限り、松江藩においては、村柄の観察という視点はほぼ定着しているようにみえるものの、それが徴租法の根幹に位置づけられたわけでもなく、村落類型的な視点が展開したともいいがたい。逆にいえば、岸崎がたどり着いた考えは、岸崎個人の思想としては展開したものの、藩の地方行政においては選択的にのみ継承されたともいえる。それを示唆しているのが、『免法記』を文政13年（1830）に筆写した佐野藤一郎が付した後記である。

本法の免相は如斯事、田畑甲乙ならしに応し、又は津出しの遠近・道乗、其外村方きおひおくれを以極る道理たりといへども、国・民共につかれ候在所難成立、介情をなさん国力もなければ、本法に拘らず、きおひおくれ一ぺんに見分して、つよき村よりよわき村を救ひ、きおひにすぎり申すより外の手立なし。

村方の競ひ遅れ（きおひおくれ）とは、経済力の格差を意味している。筆写者は、それを徴租に反映させる岸崎の方法を「道理」だと評価しつつも、現実には貧しい村が多く、百姓の収益をできるだけ租税として回収するやり方は、必ずしもうまくいかないと述べているのである。実収益を租税に反映させようとする岸崎の理念は、現在の言葉でいえば所得税的な税思想だといえるだろう。それを本当に実現するためには、査定の作業が単に煩雑を極めるといった問題があるだけでなく、百姓の側からみれば生業が洩れなく課税対象となるため、税負担が大きくなる可能性もある。岸崎の後の松江藩では、いわゆる延享の改革や明和の改革（御立派の改革）が取り組まれ、租税額の増収も当然ながら課題となっているが、徴租法を精緻化するというよりは、むしろ商品経済に藩が直接関わることを重視されたといつて良いだろう。その点から見れば、岸崎の考えは、理念としては記憶されつつも、藩の経済政策は別の方向に展開していったといえる。

4. おわりに

小稿では、近世において村落類型の視点を称えた早い例である松江藩の岸崎佐久次に注目し、岸崎の視点が形成された基盤を検討した。その結果、実収益にみあった精緻な税査定に関心を寄せた岸崎が、「一国平均の利」の思想に辿り着き、領土の地理的差異を捉えるために村落類型的な視点を語彙を用いたことが窺えた。その前提として、村落に品等を付す近世初期の考え方があったことは無視できないが、ある程度は岸崎が独自にたどり着いた視点であると評価したい。このような視点が、親藩とはいえ、山陰の一つの藩から生まれたことは、非常に興味深く思われる。

ただし、後の松江藩の農政においては、岸崎の考えは一定の影響を残したものの、村落類型の視点自体が重視されたとはいえない。18世紀の地方書には岸崎の『免法記』や『田

法記』の影響を跡づけることができるが、必ずしも村落類型の視点は大きな扱いを受けていない。その意味で、理念的には岸崎の考えは記憶されていたとはいえるが、実際に藩政において「一国平均の利」を展開するのが現実的であったかどうかは、別の問題として考えなければならないだろう。農政の現場に立つ地方役人にとって、村落の立地条件や類型という視点は、実務上の注意事項としては十分意味があったと思われるが、それを石高制のなかで制度化するには、様々な困難も予想されるからである。岸崎の視点は、農地と穀物を最重要視する石高制の欠陥を浮き彫りにし、それを乗り越えようとする発想を秘めていた。その意味で、近世日本で成立した村落類型の視点は、石高制を補完すると同時にそれを否定する性質を帯びていたことを示唆しているように思われるのである。

-
- 1 勝矢倫生『広島藩 地方書の研究』、英伝社、1999年。
 - 2 拙著『中・近世山村の景観と構造』、校倉書房、2002年、306-353頁。地方書に関する先行研究の動向や史料批判的な諸問題については拙著に譲り、小稿では割愛する。
 - 3 前掲注2『中・近世山村の景観と構造』、321頁・329-331頁・333-334頁。
 - 4 ①櫻木 保『松江藩の地方役・岸崎佐久次―免法記・田法記―』、島根県土地改良事業団体連合会、1967年。②小林准士「地方支配制度の成立―岸崎佐久次とその時代―」（『宍道町史通史編』宍道町）2004年、16-19頁。③池橋達雄「岸崎佐久次の仕事」（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社）2008年、58-63頁。④同「近世中期の大社町域」（『大社町史中巻』出雲市）2008年、257-300頁。⑤大日方克己「江戸時代の出雲国風土記」（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社）2008年、148-153頁。⑥同「岸崎佐久次と『出雲国風土記抄』」、社会文化論集6、2010年、1-18頁。なお『免法記』、『田法記』については『近世地方経済史料』6および上記①の翻刻を参照した。
 - 5 前掲注4⑤、大日方「江戸時代の出雲国風土記」。
 - 6 前掲注4④、池端「近世中期の大社町域」。なお、『地方問答記』と『伝法記』については『近世地方経済史料』8の翻刻を、『農政筭記』と『地方準繩』については『新修島根県史史料篇』2の翻刻を参照した。
 - 7 櫻木 保は『伝法記』の著者を岸崎と推測しているが（前掲注4①）、岸崎没後の事柄が記載されており、近世中期の書とみて良いだろう。
 - 8 前掲注2『中・近世山村の景観と構造』、333-334頁。
 - 9 前掲注2『中・近世山村の景観と構造』、328頁。